

Ⅱ 用語の解説

1 用語の解説

人 口

本報告書における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。また、日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象としていますが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外しています。

面積と人口密度

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」によります。人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出されています。なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものです。

年 齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- (1) 未 婚：まだ結婚したことのない人
- (2) 有配偶：届出の有無に関係なく、配偶者のある人
- (3) 死 別：配偶者と死別して独身の人
- (4) 離 別：配偶者と離別して独身の人

国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 － 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 － 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、
人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は
下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに住居している単身
者

施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒：学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学して
いる学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (2) 病院・療養所の入院者：病院・療養所などに、既に3か月以上入院して
いる入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (3) 社会施設の入所者：老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
（世帯の単位：棟ごと）
- (4) 自衛隊営舎内居住者：自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- (5) 矯正施設の入所者：刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人
補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
- (6) その他：定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を
有しない船舶乗組員など。（世帯の単位：一人一人）

世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によ
っています。世帯人員とは、世帯を構成する人（世帯員）の数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

- (1) 親族のみの世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族
関係にある世帯員のみからなる世帯
- (2) 非親族を含む世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族
関係にない人がいる世帯
- (3) 単独世帯：世帯人員が一人の世帯
- (4) 世帯の家族類型「不詳」：世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の両親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫のひとり親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻のひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他の分類されない世帯

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように傍系の3世代世帯で構成する世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は、「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子供により判定しています。例えば、離別の 45 歳の「世帯主」、未婚の 18 歳の「子」、未婚の 1 歳の「孫」のような世帯は、「子」と「孫」の関係を母子世帯としています。

65 歳以上世帯員の単独世帯・夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

(1) 65 歳以上世帯員の単独世帯

65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。

平成 27 年までは(1)を「高齢単身世帯」、(2)を「高齢夫婦世帯」と表記していました。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和 55 年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和 55 年及び 60 年	60 歳以上の人一人のみの世帯 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満のみからなる世帯
高齢夫婦世帯	昭和 55 年及び 60 年	夫又は妻のいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯 いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）
	平成 2 年	夫又は妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

住宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区

画された建物の一部を含む。)

一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外：寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいいます。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住居の種類「不詳」：未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯：「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

(1) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

(2) 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

(3) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。

(4) 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

(5) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。

間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

※昭和 25 年～40 年の調査では「公営の借家」、「都市再生機構・公営の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査しました。45 年及び 50 年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査しました。また、昭和 55 年～平成 12 年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成 17 年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建　： 1 建物が 1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。

長屋建　： 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」も含みます。

共同住宅　： 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。

※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階以上」に 5 区分しています。

その他　： 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。

人口集中地区

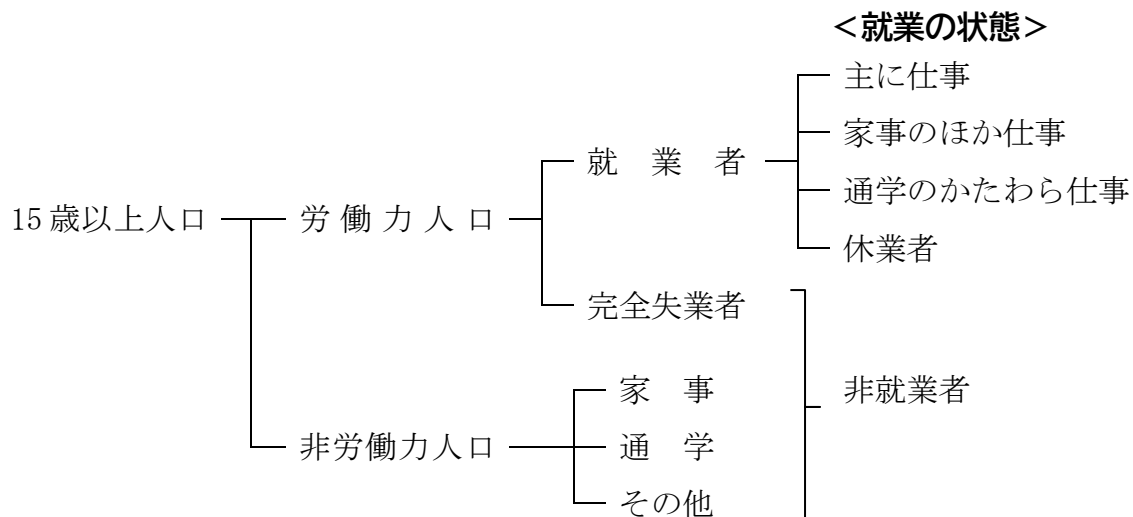
人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成 2 年調査では、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7 年調査からは基本単位区を基にしています。

労働力状態

15歳以上の者について、令和2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで以上休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても収入を伴う仕事をしたとして就業者に含めています。

主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほかに仕事：主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者：(1)勤めている人が、病気や休暇などで以上休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給

付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
(2)事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事：自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学：主に通学していた場合

その他：上のどの区分にも当てはまらない場合例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった者

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含みません。

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分したものです。

雇用者：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員従業員：勤め先で一般職員又は正職員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他：就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」

や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員：会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者：農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者：家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

従業上の地位「不詳」：未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、平成25年10月改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

第1次産業 A 農業、林業
 B 漁業

第2次産業 C 鉱業、採石業、砂利採取業
 D 建設業
 E 製造業

第3次産業 F 電気・ガス・熱供給・水道業
 G 情報通信業
 H 運輸業、郵便業
 I 卸売業、小売業

第3次産業 (つづき)	J 金融業、保険業
	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業
	M 宿泊業、飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業
	O 教育、学習支援業
	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）
	S 公務（他に分類されるものを除く）
	T 分類不能の産業

通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。

また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「通勤者」としています。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいいます。

2 利用上の注意

(1)単位未満の数字を四捨五入したため、個々の数値を合算して得た数値と総数が一致しない場合があります。

また、分類不能なども総数に含まれるため各項目の合計と総数が一致しない場合があります。

(2)主な指数の算出方法は次のとおりです。

$$\text{人口増加率} = \frac{\text{当該期間の増加数}}{\text{基準人口}} \times 100$$

$$\text{性比} = \frac{\text{男の数}}{\text{女の数}} \times 100$$

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年 少 人 口}}{\text{生 産 年 齢 人 口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老 年 人 口}}{\text{生 産 年 齢 人 口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{年少人口} + \text{老年人口})}{\text{生 産 年 齢 人 口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老 年 人 口}}{\text{年 少 人 口}} \times 100$$

注) 1) 年齢3区分人口

年 少 人 口 - 0～14 歳人口

生 産 年 齢 人 口 - 15～64 歳人口

老 年 人 口 - 65 歳以上人口

2) 年齢3区分人口割合

年少人口割合 - 総数に占める年少人口の割合

生産年齢人口割合 - 総数に占める生産年齢人口の割合

老年人口割合 - 総数に占める老年人口の割合

(3) 使用記号は次のとおりです。

「0」該当者が掲載単位未満

「△」負数

「-」皆無

「…」不詳

「×」秘匿

(4) 問い合わせ先

米沢市企画調整部政策企画課 統計調査担当

(TEL 0238-22-5111 内線 2705)